

関原発 第259号
2023年 7月26日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所第2号機原子炉冷却系統設備弁・配管撤去
工事に係る使用前検査申請書の記載内容変更について

平成23年9月6日付け関原発第235号で申請（平成24年1月27日付け関原発第451号、平成28年7月6日付け関原発第206号、2020年3月24日付け関原発第620号、2022年7月1日付け関原発第211号、2022年12月15日付け関原発第545号、2023年5月26日付け関原発第82号及び2023年6月21日付け関原発第169号で申請書の記載内容変更）しました高浜発電所第2号機原子炉冷却系統設備弁・配管撤去工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第2号機

使用前検査申請書番号

関原発第235号（平成23年9月6日） ※1

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第451号（平成24年 1月27日） ※2

関原発第206号（平成28年 7月 6日）

関原発第620号（2020年 3月24日）

関原発第211号（2022年 7月 1日）

関原発第545号（2022年12月15日）

関原発第 82号（2023年 5月26日）

関原発第169号（2023年 6月21日）

※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2023年6月21日付け関原発第169号の申請書記載事項

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 平成23年11月11日 至 2023年 4月11日 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 <u>2023年 10月</u> 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>2023年 10月</u>

(下線は変更部分)

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 平成23年11月11日 至 2023年 4月11日 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 <u>2023年10月16日</u> 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>2023年10月16日</u>

(下線は変更部分)

変更理由

検査工程の見直しに伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

- 2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
添付のとおり
- 2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2023年6月21日付け関原発第169号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

項目 \ 年月	2011年		2023年	
	11月		4月	10月
原子炉冷却系統設備弁・配管撤去工事	← △ 使用前検査 (一号) →			
				◆ 使用前検査 (五号)

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

◆ 総合的な性能を確認する検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

項目 \ 年月	2011年		2023年	
	11月		4月	10月
原子炉冷却系統設備弁・配管撤去工事	← △ 使用前検査 (一号) →			
				◆ 使用前検査 (五号)

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

◆ 総合的な性能を確認する検査